

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5 月 17日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530067

研究課題名（和文） ホワイトカラー犯罪と企業文化

研究課題名（英文） White Collar Crime & Corporate Ethics

研究代表者

M・D FENWICK（M・D フェニツク）

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：90315036

研究成果の概要（和文）：

2000年以降、知名度の高い企業の一連の不祥事は世界中の政策立案者たちを企業不正に対処するための戦略の体系的再評価へと促し、広範な改正をもたらした。本プロジェクトはこの改革プロセスの以下の側面を考察した。（1）企業刑事責任の拡大；（2）企業犯罪に関わる事件での“pre-trial” diversion使用の増加；（3）企業倫理と行動を改善するための重要なメカニズムとなる国を越えたネットワークの出現。

研究成果の概要（英文）：

Post-2000, a series of high profile corporate scandals prompted policy makers around the world into a systematic re-evaluation of strategies for dealing with corporate wrongdoing. This project examined three aspects of this reform process, namely (1) The expansion of corporate criminal liability; (2) The increased use of pre-trial diversion in cases involving corporate crime, (3) the emergence of transnational networks as a crucial mechanism for improving corporate ethics and behavior.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野： Research Areas

科研費の分科・細目： 社会科学・法学

キーワード：(1) ホワイトカラー犯罪 (2) 企業文 (3) Corporate criminal liability (4) 企業統治コーポレート・ガバナンス (5) Transnational networks

1. 研究開始当初の背景

犯罪の現代のイメージは、もはや都市の下層階級やいわゆる“路上犯罪”によって支配されてはおらず、多くの場合有名な大企業の上級企業幹部や他の経営者の違法行為を含むようになってきている。2000年以降、一流企業の一連の不祥事は世界的世間の注目を集め、日本、米国、欧州における企業犯罪の問題を象徴するようになった。組織的かつ広範な企業の不正行為に関連した企業のリストには、エンロン、シーメンス、ライブドア、ボーダフォン - マンネスマン、オリンパス、KPMG など、よく知られた企業が含まれる。

2008年の世界的金融信用危機の影響は、既存の規制枠組みにおける企業行動や不備についての懸念を悪化させた。経済ガバナンスの支配的なモードとしての規制緩和と企業行動の効果的チェックとしての“市場のモラル”への付随依存の信用存立の見込みは、米国の住宅市場の崩壊と続いておこる世界的金融システムでの混乱により疑問に投げられた。

これらふたつの出来事-企業の不祥事と“リーマンショック”-は、世界中の政策立案者を、企業不正に対する対応戦略及び社会的に望ましく、倫理的な企業行動を促進するために最適なメカニズムの体系的再評価へと促した。

2. 研究の目的

本プロジェクトの目的は、企業不正における様々な現代の傾向を明らかにし、それらを批判的に評することである。

3. 研究の方法

特に以下3の傾向に注目した： (1) 米国、欧州、アジアを含む複数の管轄に渡る企業刑事責任の拡張利用。(2) 検察官と監査機関に関する新たな手段の開発。企業犯罪、特に、増加する“pre-trial” diversionの使用に対応するため検察側が利用できる新たなメカニズムと手順の出現。(3) グローバル化した世界での企業及びホワイトカラー犯罪に対応するための重要な制度的メカニズムとしての *transnational networks* の出現。これら3つの傾向を比較的観点から考察した。その司法権が重要かつ影響力があることから、主に、米国連邦刑法及び刑事訴訟法、EU 刑法及び刑事訴訟法における発展に着目した。

4. 研究成果

本プロジェクトの成果は以下の通りである：
(1) 企業刑事責任の拡張利用。ほとんどの西洋の法制度の歴史的視点では、企業の個々のメンバーが起訴されても企業は犯罪行為により起訴され得なかった。企業活動において実行された行為は刑法の対象となり得るが、責任は個人にあり企業自体にはなかった。このように、企業は犯罪責任の領域から外れていたのである。しかしながら、19世紀後半から20世紀後半にかけては特にこの状況が劇的に変化した。企業の犯罪責任は先ずコモンローの法域において大幅に拡大したが、より最近ではシビルローの国々でも拡大している。この傾向は2008年以降の金融危機を加速した。このアプローチの原理は、刑事責任の脅威なしでは会社が違法であっても有益な活動を停止するためのインセンティブがほとんどないということである。企業犯罪責任への従来のアプローチは、いわゆ

る **imputation doctrines** であった。このようなアプローチは、その犯罪が会社にも帰属するひとりの人間の犯罪者の確認を要する。しかしながら、**imputation** にはいくつかの難しさがある。最も明らかなのは、ひとりの個人が犯罪を犯したとしてみなされる必要があることだ。これは国を越えた企業活動において非常に困難になり得る。従って、数々の国が **imputation** に代わるものを開発しようとしてきた。最も興味深いのは、犯罪責任を評価するにあたり **corporate culture** に焦点を当てるオーストラリアの法律である。それでもやはり、企業犯罪責任の最高の形でのコンセンサスは現れておらず、多くの問題が残されたままである。企業犯罪責任に向けた最近の傾向は、**penal populism** と企業の不祥事に続いて厳しい行動をとると見られたがる政治的エリートたちによって動かされているように思われる。

(2) 検察官及び監査機関に関する新たな手段の開発。歴史上会社が関与する犯罪事件に対処するとき、検察官にはふたつの基本的選択があった。彼らは起訴や裁判に進まないことを決定することができた。しかし近年、犯罪行為の疑いのある企業に対してより論議のある手段が検察官によって使用された：**pretrial diversion in the form of deferred prosecution agreements**。典型的な繰延起訴合意では、刑事告発は企業に対して提出され、企業は犯罪行為の責任を認め、受け入れる。しかし、起訴は企業が合意に基づいて様々な義務を果たすことを条件に一定期間-通常1年から2年-延期される。企業が合意に基づく全ての義務を果たせば告発は取り下げられる。合意の条件を満たすことに怠慢がある場合は告発が起動し、事件は裁判へと進むことになる。様々な義務がこれらの合意の一部として

会社に課される。これらの合意は多くの場合 (i) 検察官と会社間で合意される“罰金”の即時支払い(ii) 厳しいコーポレートガバナンスの実施と追従 (iii) 進行中の調査への協力 (iv) 様々な裁判権の放棄-弁護士クライアント特権や時効弁明など、また、(v) 政府による承認を受けた独立したモニターによる監視への同意。過去10年の間に繰延起訴協定数において劇的な増加が見られた。これらの協定には数々の利点がある。繰延起訴協定で会社は責任を認めていることになり、会社は確かな会社になる。さらには、その会社は罰金を支払うことを余儀なくされる。最終的には会社は、例えば、会社の清算、不正に関与していない従業員の雇用の喪失や市場における有益なサービスの損失などといった起訴の否定的結果の可能性なしに活動を続けることが許される。

(3) *Transnational networks* の出現 最近の数十年で、権限と専門知識(銀行業務、競争、証券、公衆衛生、テロ対策、警備、漁業や環境など)の共通領域を有する異なる国の政府機関からの公務員の間で **routinized cooperation** における急速な拡大がみられる。これは新しいタイプの組織である：**trans-governmental regulatory networks (TGRNs)**。経済及びビジネス法における **TGRNs** の例は、(i) 証券監査機関 (**the International Organization of Securities Commissions (IOSC)**) ; (ii) 競争監査機関 (**the International Competition Network (ICN)**) と (iii) 環境機関 (**the International Network for Environmental Compliance and Enforcement (INECE)**) の間での協力を含む。この種の強力は、国際的な刑事事件において国境を越える捜査や執行; 政策の開発や標準設定; ならびに情報交換を容易にした。これ

らのネットワークの主要な機能のいくつかを確認し評価した。これらのネットワークの主な利点は柔軟性と専門性であるが、これらは **transparency** と **democratic legitimacy** に問題がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 6 件)

- (1) フェニク マーク, 'European Developments in Corporate Criminal Liability', *EUIJ-Kyushu Review* (ISSN: 2186-3385), 2巻, 2013, 179-184. DOIコード及びURLなし. 雑誌論文. 査読無.
- (2) フェニク マーク, 'Penal Populism & Penological Change in Contemporary Japan', *Theoretical Criminology* (ISSN: 1362-4806), 2巻, 2013, 215-31. DOIコード及びURLなし. 査読有.
- (3) フェニク マーク, 'Global Regulatory Networks', *Regulatory Hybridization in the Transnational Sphere* (ISBN: 978-90-0402339208), 2012, 171-188. DOIコード及びURLなし. 査読有.
- (4) フェニク マーク, 'Review: Poul Kjaer, *Between Governance & Governing*, Oxford: Hart Publishing,' *EUIJ-Kyushu Review* (ISSN: 2186-3385), 1巻, 2012, 1-5. DOIコード及びURLなし. 雑誌論文. 査読無.
- (5) フェニク マーク, 'The Moral Content of "White Collar" Crime:

Insider trading, "Cheating" & the Tsutsumi Case', *Kyushu University Legal Research Bulletin* (ISSN: 2186-6791), 1巻, 2011, 1-18. DOIコード及びURLなし. 雑誌論文. 査読無.

- (6) フェニク マーク, 'Japan's Response to 9/11', *Global Anti-Terrorism Law & Policy*, Cambridge University Press', (ISBN: 978-1-107-01467), 2011, 390-419. DOIコード及びURLなし. 査読有.

[学会発表] (計 13 件)

- (1) フェニク マーク, EU Law and Corporate Crime, ゲストの講義(招待講演), 2013年03月06日, アテネオデマニラ大学 マニラ、フィリピン.
- (2) フェニク マーク, Regulatory Networks, Population Level Effects and Threshold Models of Collective Action, *Networked Governance, Transnational Business and the Law* シンポジウム, 2013年02月10日, 九州大学.
- (3) フェニク マーク, Contemporary Developments in Corporate Criminal Liability, ゲストの講義(招待講演), 2013年02月04日~2013年02月06日, チルボーク大学法学部、オランダ.
- (4) フェニク マーク, Pretrial Diversion & the Financial Crisis, ゲストの講(招待講演), 2012年09月13日, チュラロンコーン大学、タイ.

- (5) フェニク マーク, Corporate Deferred Prosecution and Non-Prosecution Agreements, 九州大学-ミュンヘン大学シンポジウム, 2012年3月22日, ミュンヘン大学、ドイツ.
- (6) フェニク マーク, Corporate Criminal Liability in the EU, リージョナルインテグレイションアンドロー, 2012年3月7日, アテネオでマニラ大学、フィリピン.
- (7) フェニク マーク, Corporate Attorney-Client Privilege and Internal Investigations, ホワイトカラークライムシンポジウム, 2012年2月29日, Office of the Judiciary、タイ.
- (8) フェニク マーク, White Collar Crime: Recent Legal Developments, コーポレートサイバークライムシンポジウム, 2011年9月12日, チュラロンコーン大学、タイ.
- (9) フェニク マーク, Critical Perspectives on Corporate Criminal Liability, ホワイトカラー犯罪シンポジウム, 2011年3月12日, チルボグ大学、オランダ.
- (10) フェニク マーク, Social Regulation after Efficiency? Judgment Error, "De-biasing" & the Law, 日独交流 150 周年シンポジウム, 2011年2月17日, ムンスター大学、ドイツ.
- (11) フェニク マーク, The Limits of Corporate Criminal Liability, ゲストの講義, 2011年1月8日, Supreme Court, タイ.
- (12) フェニク マーク, The Moral

Ambiguities of White Collar Crime: Insider Trading, ゲストの講義, 2010年9月12日, チュラロンコーン大学、タイ.

- (13) フェニク マーク, The Direct Effect of Directives in the EU Legal Order & the Regulation of Corporations, ゲストの講義, 2010年8月10日, 北海道大学, 法学部.

[図書] (計 1 件)

フェニック マーク、ヴルブカ ステファン、ヴァン アーツエル、ステイーブン (Editors), *Networked Governance, Transnational Business & the Law*, 2014, Springer Press, 1-350.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

M・D FENWICK (M・D フェニック)
九州大学・法学研究院・准教授
研究者番号：22530067

研究者番号：

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：